

別表（第4条関係）

厚木市小規模保育施設運営費補助金交付基準

1 障害児保育事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
障害児保育事業費	対象児童1人当たり 65,000円	補助単価×対象児童×入所月数 (管外児童分を除く。)

備考 障害児保育事業費は、次のいずれかに該当し、地域型保育給付費の障害児保育加算の対象とならない児童に対し、配置基準以上の保育士を配置している施設に適用する。

- (1) 特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている身体障害児
- (3) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている知的障害児
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児
- (5) 情緒障害児、自閉的傾向児、おおむねIQ70以下の知的障害児で、医師の診断書等によりその事実が確認できる児童又は児童発達支援センター並びに療育支援センター等への通所が確認できる児童

2 事務職員雇上促進事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
事務職員雇上促進事業費	1施設当たり 月額31,000円	補助単価×雇用月数

備考 事務職員雇上促進事業費は、次のすべてを満たした施設に適用する。

- (1) 法人が直接雇用した事務職員(派遣及び委託は不可)であること。
- (2) 雇用契約書の就労時間が月48時間以上であり、その就労時間全てが保育所の事務業務に携わっていること。ただし、当該事務職員が複数の施設に勤務している場合には、主たる勤務施設のみ補助対象とする。
- (3) 当該保育施設の経営に携わる法人の役員等は対象外とする。
- (4) その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。

3 低年齢児保育強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
低年齢児保育強化事業費	児童1人当たり月額5,800円	補助単価×定員(0～2歳児)×開所月

4 施設運営支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
施設運営支援事業費	保育士1人当たり月額195,000円	補助単価×対象保育士×2箇月 ※算定対象日における対象保育士数を求め、それぞれの補助額を算出する。

備考 施設運営支援事業費の対象保育士とは、次のすべてを満たした施設において、次の式で求めた数とする。

- (1) 算定対象日時点の実配置保育士数が認可定員における給付費上の保育士定数以上であること。
- (2) 算定対象日時点の入所児童数が、認可定員より下回っていること。

式：認可定員における給付費上の保育士定数 - 算定対象日時点の入所児童数における給付費上の保育士定数 = 対象保育士数

※ 計算過程において、各々分数の計算結果の小数点第2位以下を切り捨て、加算して、結果の小数点第1位以下を切り上げる。

5 日本スポーツ振興センター負担金

補助対象経費名	補助単価等	補助額算出方法
日本スポーツ振興センター負担金	A階層児童 1人当たり55円 B～C階層児童 1人当たり365円	補助単価×入所児童数(当該年度5月1日現在) ※管外受託児童を含む。

備考 日本スポーツ振興センター負担金は、保護者から実費徴収をしていない場合に適用する。

6 施設機能強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
施設機能強化事業費	自己所有施設 250,000円 賃貸施設 250,000円	①補助対象経費×1/2 ②補助単価 ※①と②のいずれか少ない金額

備考 施設機能強化事業費は、施設の維持管理に必要な修繕、備品の修理等に適用し、防犯対策に必要な備品等の管理費及びその他補助事業等によりその経費が交付されている場合は対象外とする。

7 延長保育料減免助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
延長保育料減免助成費	① 短時間認定の時間帯を超え、標準時間認定の時間帯まで 30分 100円 ② 標準時間認定の時間帯を超える場合 30分 300円	補助単価×延べ対象利用児童数（30分単位）

8 子ども・子育て支援事業費

補助対象経費名		補助単価		補助額算出方法
子ども・子育て支援事業費	延長保育事業費	国庫補助事業	① 保育標準時間認定 600,000円（延長時間30分） 1,422,000円（延長時間1時間） 1,760,000円（延長時間2～3時間） 4,366,000円（延長時間4～5時間） 5,092,000円（延長時間6時間以上） ② 保育短時間認定 14,000円（延長時間1時間） 28,000円（延長時間2時間） 42,000円（延長時間3時間） ※事業期間が6箇月未満の施設にあつては、上記単価のそれぞれ半額とする。	①補助単価×実施施設数 ②補助単価×利用者数
	一時預かり事業費	市単事業	0歳児 4,800円/1日 2,400円/半日 1・2歳児 2,900円/1日 1,450円/半日 3歳児 1,400円/1日 700円/半日 4歳以上児 1,200円/1日 600円/半日	補助単価×延実施人数

	<p>国庫補助事業</p>	<p>① 一般型 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算 年額 2,833,000円 (300人未満) 3,105,000円 (300人以上900人未満) 3,321,000円 (900人以上1,500人未満) 4,797,000円 (1,500人以上2,100人未満) 6,273,000円 (2,100人以上2,700人未満) 7,749,000円 (2,700人以上3,300人未満) 9,225,000円 (3,300人以上3,900人未満) 10,701,000円 (3,900人以上4,500人未満) 4,500人以上の場合は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の基準額に基づくものとする。</p> <p>② 余裕活用型 対象児童1人当たり日額 2,400円 ただし、特別支援児童(障害児・多胎児)の場合は日額3,600円とする。 ※1日当たり4時間未満の利用児については、2人で1人と算定する。</p>	<p>①補助単価×実施施設数 ②補助単価×利用者数</p>
<p>一時預かり利用者負担軽減事業</p>	<p>国庫補助事業 市単事業</p>	<p>・生活保護法による被保護者世帯 1人当たり日額 3,000円</p> <p>・市町村民税非課税世帯 1人当たり日額 2,400円</p> <p>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯 1人当たり日額 2,100円</p> <p>・その他要支援児童のいる世帯 1人当たり日額 1,500円</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親による養育がされている世帯 1人当たり日額 3,000円</p>	<p>① 補助対象経費 ② 補助単価×延べ対象利用児童数 ※①、②いずれか少ない金額</p>

	市単事業	国庫補助事業基本分加算費 年額 2,313,000円	補助単価×実施施設数 ※事業実施月数が12箇月未満の場合は、 「補助単価×事業実施月数÷12」（千円未満切捨て）
病児保育事業費	国庫補助事業	① 基本分 年額 5,905,000円 ② 改善分 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次に定める額を加算 年額 2,538,000円 ③ 加算分 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算 年額 1,000,000円（50人以上100人未満） 1,500,000円（100人以上150人未満） 2,000,000円（150人以上200人未満） 3,000,000円（200人以上300人未満） 4,000,000円（300人以上400人未満） 5,000,000円（400人以上500人未満） 500人以上の場合は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の基準額に基づくものとする。 ④ 当日キャンセル 利用当日のキャンセルにより職員配置に余剰が生じた場合に、次に定める額を加算 年額 247,900円（25回以上50回未満） 502,500円（50回以上100回未満） 670,000円（100回以上150回未満） 1,005,000円（150回以上）	補助単価×実施施設数 ※事業実施月数が12箇月未満の場合は、 「補助単価×事業実施月数÷12」（千円未満切捨て）
病児保育低所得者減免分加算	国庫補助事業	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯 対象児童1人当たり日額 2,000円	補助単価×延べ対象利用児童数

	市単事業	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親による養育がされている世帯 対象児童1人当たり日額 2,000円	
実費徴収に係る補足給付事業費	国庫補助事業	A階層世帯のうち、生活保護法による被保護者世帯の教材費・行事費等(給食費以外) 対象児童1人当たり 月額2,700円	①補助単価×延べ対象利用児童数 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額
	市単事業	A階層世帯のうち、生活保護法による被保護者以外の世帯及びB階層世帯の教材費・行事費等(給食費以外) 対象児童1人当たり 月額2,700円	①補助単価×延べ対象利用児童数 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 子ども・子育て支援事業の各事業については、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づくものとする。

備考2 延長保育事業費平均対象児童数とは、年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点第1位以下を四捨五入して得た数とする。

備考3 一時預かり事業費は、次に掲げる全ての要件を満たす施設に適用する。なお、交付決定額が市単事業基準による算出額より低い場合は、市単基準を適用する。

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱において交付決定されていること。
- (2) 厚木市立保育所一時預かり事業実施要綱(平成18年11月1日施行)に定める内容に適合すること。

備考4 病児保育事業費の対象施設は、子ども・子育て支援交付金交付要綱において交付決定されたものをいう。

備考5 病児保育事業における保育士の配置基準は利用児童おおむね3人につき1名以上としていること等を考慮して、当日のキャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合にキャンセル1回として計上する。

備考6 病児保育利用事業費低所得者減免分加算は、生活保護法による被保護

者世帯及び市民税非課税世帯の市内在住の児童を対象とし、市外在住の児童は対象外とする。

備考7 実費徴収に係る補足給付事業費は、次の費用を対象とする。

- (1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 保育に係る行事への参加に要する費用
- (3) 保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) その他保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

9 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	日額 8,190円	補助単価×代替保育士等の雇用日数

備考1 保育士等が研修に参加するための代替保育士等の雇用経費は、公定価格の基本分単価に含まれる保育士1人当たり年間3日分の研修代替要員分を除くものとする。

備考2 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費は、保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱に基づくものとする。

10 AED設置促進事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
AED設置促進事業費	1施設当たり 月額6,000円	①補助単価×契約等月数 (購入の場合は12箇月) ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考 当該年度に支払った経費のみ対象とする。

11 おむつ処分費助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
おむつ処分助成費	児童1人当たり 月額120円	①補助対象経費 ②支出を証する書類の提出ができない場合 補助単価×0～2歳児の年間延べ入所児童数

備考 おむつ処分費助成費は、保育所において入所児童のおむつを処分しており、保護者から実費徴収をしていない場合に適用とする。

12 短時間保育士雇上事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
短時間保育士雇上事業費	月額 170,000円	①補助単価×対象保育士数×配置月数×1/2 ②補助対象経費×1/2 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 補助要件は次のいずれも満たすものとする。

- (1) 配置基準を超えて配置された保育士であること。
- (2) 原則として、勤務時間は、8時30分から17時00分の間で5時間以内であり、かつ週5日以内であること。
- (3) 平成31年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。
- (4) 短時間保育士の募集にあたり、かながわ保育士・保育所支援センターに求人登録をしていること。
- (5) 短時間保育士を配置した月における保育士等（保育士及び保育補助者をいう。）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士等の者の数を比較し、同数以上であること。ただし、前年同月の実績がない保育所等は、短時間保育士を配置した月と保育所等開所月を比較すること。

備考2 短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱に基づくものとする。

13 保育環境改善等事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
感染症対策のための改修整備等事業費	1施設当たり 年額1,029,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 感染症対策のための改修整備等事業費は、トイレ・調理場の乾式化、非接触型の蛇口の設置等、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修及び整備等にかかる費用を対象とし、前回の交付から10年間を経過した場合に適用するものとする。ただし、おむつの保管用ゴミ箱の購入費用については、例外として、1回に限り10年以内に補助を受けることができるものとする。

備考2 その他、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づくものとする。

14 保育体制強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育体制強化事業費	園外活動時の保育支援者又は委託業者による見守り 1施設当たり 月額45,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

	スポット支援員を配置する場合 1 施設当たり月額45,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額
--	------------------------------------	-----------------------------------

備考1 保育体制強化事業費の適用条件は次のとおりとする。

- (1) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理及び勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること。
- (2) その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。
- (3) 保育体制強化事業実施要綱に基づくものとする。

備考2 保育体制強化事業費の「保育支援者が園外活動の見守り等を含む場合」の適用は、保育支援者が交通安全等に知見を有する者による講習等を年1回以上受講していることを条件とし、その受講月以降から当該補助単価を適用するものとする。ただし、補助対象とする保育支援者が、前年度から引き続き補助対象となっている場合には、当該年度中に講習等を受講していれば、年度当初から当該補助単価を適用するものとする。

備考3 保育体制強化事業費のスポット支援員について、保育支援者と合わせて適用する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。

15 保育士宿舎借り上げ支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育士宿舎借り上げ支援事業費	月額 62,000円	①補助単価×延べ入居月数×3/4 ②補助対象経費×3/4 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 保育士宿舎借り上げ支援事業費の適用条件は、次のいずれを満たすものとする。

- (1) 事業者が保育士用の宿舎を借り上げること。
- (2) 勤務する常勤の保育士のうち、採用された日から起算して6年以内の者。

備考2 補助対象経費については、月々の賃借料、共益費及び管理費とする。
 ただし、対象保育士が月の途中で宿舎に入居した場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、月の途中で退去した場合は、その事実が生じた日の属する月までを補助する。

また、入居者から宿舎使用料等を徴収している場合は、補助額算出方法によって算出された金額から宿舎使用料等を差し引いた額を補助する。

なお、住居手当又はそれに類する補助をしている場合や未入居の月については、対象とならない。

備考3 その他、保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱に基づくものとする。